

中野区桃園区民活動センター運営委員会規約

(名称)

第1条 本会は、中野区桃園区民活動センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 運営委員会は、事務所を中野区中央4丁目57番1号中野区桃園区民活動センター内に置く。

(目的)

第3条 運営委員会は、中野区桃園区民活動センターを運営することをもって、住民みずからの話し合いや行動を生かし、地域の力によって暮らしやすいまちづくりをすすめていくことを目的とする。

(事業および検討項目)

第4条 運営委員会は、次の事業及び検討をする。

- (1) 区民活動センターの運営方針および運営方法。
- (2) 地域における公共・公益的活動を推進する事業。
- (3) 地域団体の連携を促進する事業。
- (4) その他、運営委員会の目的達成に必要な事業の検討。

(構成)

第5条 運営委員会は次に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員の定数は、24名以内とする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 桃園地区町会・自治会連絡会から推薦された者 | 18名以内 |
| (2) 桃園地区民生児童委員協議会から推薦された者 | 1名以内 |
| (3) 鍋横・桃園地区友愛クラブ連合会から推薦された者 | 1名以内 |
| (4) 青少年育成桃園地区委員会から推薦された者 | 1名以内 |
| (5) 中野区赤十字奉仕団桃園分団から推薦された者 | 1名以内 |
| (6) 中野区消防団（3，4，5分団）から推薦された者 | 1名以内 |
| (7) 中野区商店会連合会（第八ブロック）から推薦された者 | 1名以内 |

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名
- (5) 総務 4名

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の任期は委員の任期とする。ただし、欠員が生じた場合における後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次に定めるところによる。

(1) 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 会計は、運営委員会の会計事務を担当する。

(4) 監査は、運営委員会の経理を監査し、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告する。

(5) 総務は、運営委員会の部会を統括する。

(部会)

第9条 運営委員会に次の部会を置く。

(1) 地域活動支援部会（広域な地域課題を把握し支援方針等の検討・実施を統括する）

(2) 地域事業部会（区民活動センター地域事業の企画、実施を統括する）

(3) 地域支えあい部会（地域支えあい活動の推進事業を統括する）

(4) 広報部会（地域ニュース、区民活動センターの広報活動、情報収集及び編集委員を統括する）

(5) その他会長が必要と認めた部会

2 部会は、役員より選出して部会長、副部会長各1名をおく。

3 運営委員は、いずれかの部会に所属する。

4 部会は、課題ごとに検討会または実行委員会を設置できる。

5 部会長が必要と認めた場合には、運営委員以外の者を実行委員に推薦できる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会、部会、運営委員連絡会とする。

2 総会は、定期総会と臨時総会とし、次の事項を審議、決定する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 運営基準及び事務局就業規則

(4) その他必要な事項

3 会議の議長は、会長が務め、部会は部会長が務める。

4 総会は、定数の過半数の出席者で成立し、議事は議長を除く出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 役員会は、役員をもって構成し、運営委員会、部会の運営に関する事項を審議する。

6 部会は、部会長、委員をもって構成し、それぞれのテーマについて検討審議する。

7 運営委員連絡会は全委員をもって構成し、全体に必要な周知をおこなうために開催する。

(会議の招集)

第11条 定期総会は毎年1回定期的に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、委員の2分の1以上から要求があったとき、会長が必要と認めたとき、または第8条(4)号の規定により監査から開催の請求があったときに、招集する。
- 3 役員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 4 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 5 運営委員連絡会は、必要に応じ会長が招集する。

(会計)

第12条 運営委員会の経費は、区からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 運営委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第13条 運営委員会の事務を処理するために事務局を置く。

(改定)

第14条 この規約の改定は、総会の議決を経て行う。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、施行に関する必要な事項は役員会で決定する。

附 則

- 1 この規約は、平成23年7月1日から施行する。